

化製場等に関する規則

昭和59年9月28日
規則第78号

改正 平成2年3月31日規則第36号 平成7年6月30日規則第44号
平成13年3月30日規則第77号 平成14年12月27日規則第93号
平成17年3月31日規則第19号

へい獣処理場等に関する規則をここに公布する。

化製場等に関する規則

題名改正〔平成2年規則36号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)及び化製場等に関する法律施行条例(昭和59年兵庫県条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(死亡獣畜取扱場外における処理の許可の申請)

第2条 法第2条第2項ただし書の規定により死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者は、死亡獣畜取扱場外における処理(解体、埋却、焼却)許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可申請書)

第3条 条例第2条第1項の申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(化製場又は死亡獣畜取扱場の変更の届出)

第4条 法第3条第2項の規定により変更の届出をしようとする者は、化製場等変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(化製場又は死亡獣畜取扱場に係る申請書記載事項の変更等の届出)

第5条 条例第4条の規定により、申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は化製場等設置許可申請書記載事項変更届(様式第4号)を、経営の停止又は廃止の届出をしようとする者は化製場等経営停止(廃止)届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)

第6条 条例第5条の規定による規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(化製場又は死亡獣畜取扱場に係る公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所)

第7条 法第4条第3号の規定による知事が指定する公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとおりとする。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 学校、病院その他の公共の施設及び食品工場から150メートル以内の場所

(2) 名所、公園、旧跡その他多数の人の集合する区域に近接する場所

(3) 排水の困難な場所

(4) 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場については、浸水のおそれのある場所

一部改正〔平成2年規則36号〕

第8条 削除

削除〔平成14年規則93号〕

(法第8条に規定する施設の設置の許可申請書等)

第9条 条例第6条第1項において準用する条例第2条第1項の申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 法第8条において準用する法第3条第2項の規定により変更の届出をしようとする者は、製造施設(貯蔵施設)変更届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 条例第6条第2項において準用する条例第4条の規定により、申請書に記載した事項の変更

の届出をしようとする者は製造施設(貯蔵施設)設置許可申請書記載事項変更届(様式第8号)を、経営の停止又は廃止の届出をしようとする者は製造施設(貯蔵施設)経営停止(廃止)届(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

4 条例第6条第3項において準用する条例第5条第1項の規定による規則で定める基準については、別表第1 1の部の規定を準用する。この場合において、同部中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

5 法第8条において準用する法第4条第3号の規定による知事が指定する公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所については、第7条の規定を準用する。

一部改正〔平成2年規則36号・14年93号〕

(許可が必要な区域の指定等の告示)

第10条 法第9条第1項の規定により知事が区域を指定したときは、告示するものとする。これを変更し、又は取り消したときも、また同様とする。

(動物の飼養又は収容の許可申請書)

第11条 条例第9条第1項の申請書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(動物の飼養又は収容の施設の構造設備の基準)

第12条 条例第10条の規定による規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(許可を受けたものとみなされる届出)

第13条 法第9条第4項の規定により届出をしようとする者は、動物の飼養(収容)届(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(動物の飼養又は収容に係る申請書記載事項の変更等の届出)

第14条 条例第12条の規定により、申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は動物の飼養(収容)許可申請書記載事項変更届(様式第12号)を、飼養又は収容の停止又は廃止の届出をしようとする者は動物の飼養(収容)停止(廃止)届(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

第15条 削除

削除〔平成14年規則93号〕

(管理者の設置等の届出)

第16条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場に管理者を置いたとき、又は当該管理者を解任し若しくは変更したときは、10日以内に管理者設置(解任、変更)届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第8条並びに法第9条第1項及び第4項に規定する施設の設置者について準用する。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(設置の許可指令書の掲示)

第17条 化製場又は死亡獣畜取扱場(死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場を除く。)の設置者又は管理者は、化製場又は死亡獣畜取扱場の見やすい場所に設置の許可指令書を掲げなければならない。

2 前項の規定は、法第8条並びに法第9条第1項及び第4項に規定する施設の設置者又は管理者について準用する。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(施設設置工事等の完成の届出)

第18条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、化製場又は死亡獣畜取扱場の施設の設置又は変更の工事が完成したときは、10日以内に施設設置(変更)工事完成届(様式第15号)を知事に提出し、その検査を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

2 前項の規定は、法第8条並びに法第9条第1項及び第4項に規定する施設の設置者又は管理者について準用する。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(死亡獣畜の処理の届出)

第19条 死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、死亡獣畜を処理しようとするときは、死亡獣畜処理届(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(手数料)

第20条 条例第13条第1項第1号の規定による規則で定める額は19,000円とし、同項第2号の規定による規則で定める額は12,000円とし、同項第3号の規定による規則で定める額は6,000円と

する。

一部改正〔平成2年規則36号〕

(手数料の免除)

第21条 条例第13条第2項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、手数料免除申請書(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第22条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、すべて正副2通作成し、その施設の所在地を管轄する県民局長を経由しなければならない。

一部改正〔平成13年規則77号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(へい獣処理場等に関する法律施行細則の廃止)

2 へい獣処理場等に関する法律施行細則(昭和36年兵庫県規則第105号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(神戸市長、姫路市長及び尼崎市長に権限を委任する規則の一部改正)

3 神戸市長、姫路市長及び尼崎市長に権限を委任する規則(昭和36年兵庫県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中第24号を削り、第24号の2を第24号とする。

(手数料規則の一部改正)

4 手数料規則(昭和35年兵庫県規則第72号)の一部を次のように改正する。

別表第78号を次のように改める。

(78) 削除

別表中第79号及び第80号を削り、第80号の2を第79号とし、第80号の3を第80号とする。

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

5 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1手数料規則に基づく手数料の項53を次のように改める。

53 削除

別表第1手数料規則に基づく手数料の項中54及び55を削り、55の2を54とし、55の3を55とする。

別表第1使用料及び手数料徴収条例又は手数料規則以外の法令に基づく手数料の項4の6の次に4の7から4の9までとして次のように加える。

4の7 へい獣取扱場設置許可申請手数料

4の8 化製場設置許可申請手数料

4の9 動物の飼養又は収容の許可申請手数料

(経過措置)

6 この規則の施行の前日に旧規則の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成2年3月31日規則第36号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成7年6月30日規則第44号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第77号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日規則第93号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係)

1 化製場の構造設備の基準

(1) 原料貯蔵室及び化製室の床は、不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。

(2) 原料貯蔵室及び化製室の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から

少なくとも1.2メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。

- (3) 原料貯蔵室及び化製室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- (4) 原料貯蔵室及び化製室には、換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。
- (5) 原料貯蔵室及び化製室には、昆虫の出入りを防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。
- (6) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- (7) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

2 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場の構造設備の基準

- (1) 解体室の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- (2) 解体室の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。
- (3) 解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- (4) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- (5) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

一部改正〔平成2年規則36号〕

別表第2(第12条関係)

1 鶏又は七面鳥に係る施設の構造設備の基準

- (1) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- (2) 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。
- (3) 床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。
- (4) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる施設で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
 - ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで野外に放散することができる設備が設けられていること。
 - ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
 - エ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。

2 その他の施設の構造設備の基準

(1) あひるに係る施設

- ア 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- イ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- ウ 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。
- エ 床は、不浸透性材料(バッテリー式の施設にあつては、不浸透性材料又は板)で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- オ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- カ 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる施設で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、1の(4)のアからエまでに規定する要件を備える飼料取扱室を有すること。

(2) 牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬に係る施設

- ア 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- イ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

- ウ 床は、不浸透性材料で作られ、これに^こ適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- エ 内壁は、飼養し又は収容する動物の種類に応じ、適当な高さまで、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有すること。
- オ 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。
- カ 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で^こ被覆され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- キ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- ク 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる施設で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、1の(4)のアからエまでに規定する要件を備える飼料取扱室を有すること。